

# 介護サービス事業者 自主点検表

(令和3年4月改定基準)

## 認知症対応型通所介護

## 介護予防認知症対応型通所介護

点検年月日	令和 年 月 日
事業所番号	
事業所名	
担当者職・氏名	

### <記入について>

- 指定地域密着型サービス事業者及び指定介護予防地域密着型サービス事業者として守るべき最低基準を掲げています。確認をする際には、関係法令等も併せて参照してください。
- 「いる・いない」等の判定については、該当する項目を○で囲ってください。
- 判定について該当する項目がないときは、選択肢に二重線を引き、「事例なし」又は「該当なし」と記入してください。
- 備考欄（確認資料等）には確認事項が確認できる書類を記載してください。  
例) 重要事項説明書等

### <その他>

- この自己点検表は、事業者自らが指定基準等の遵守状況を確認し、提供するサービスの質を確保するとともに、事業運営の改善等を図ることを目的に作成していただくものです。
- 実地指導や指定の更新等の際に提出していただくことがあります。

# 目 次

1. 基本方針	3
2. 人員に関する基準	5
3. 設備に関する基準	13
4. 共用型に関する人員基準	15
5. 運営に関する基準	19
6. 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	45
7. 変更の届出	49
8. その他	50

## (1) 運営編

項 目	確 認 事 項	備考欄 (確認資料等)
第1 基本方針 (1) 一般原則	①利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めていますか。 <div style="text-align: right;">いる ・ いない</div>	
	②事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の地域密着型サービス事業者（地域密着型介護予防サービス事業者）又は居宅サービス事業者（介護予防サービス事業者）その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めていますか。 <div style="text-align: right;">いる ・ いない</div>	
	③利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じていますか（令和6年3月31日までの間は、努力義務とされています）。 <div style="text-align: right;">いる ・ いない</div>	
	④サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めていますか。 <div style="text-align: right;">いる ・ いない</div> ※介護保険等関連情報とは、次に掲げる事項に関する情報のことです。 (1) 介護給付等に要する費用の額に関する地域別、年齢別又は要介護認定及び要支援認定別の状況その他の厚生労働省令で定める事項 (2) 被保険者の要介護認定及び要支援認定における調査に関する状況その他の厚生労働省令で定める事項	
	⑤指定密着型サービス（指定地域密着型介護予防サービス事業）の運営に当たっては、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者を使用し、又はこれらの者を運用に関与させていませんか。 <div style="text-align: right;">いない ・ いる</div>	

<p>(2) 基本方針</p>	<p>①指定認知症対応型通所介護事業は、要介護状態となった場合においても、その認知症である利用者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。）が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	
	<p>②介護予防認知症対応型通所介護事業は、その認知症である利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>※認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者は、事業所において日常生活を送ることに支障があると考えられることから、指定認知症対応型通所介護（指定介護予防認知症対応型通所介護）の対象ではありません。</p> <p>※指定認知症対応型通所介護（指定介護予防認知症対応型通所介護）は対象者を認知症の者に限定し、認知症の特性に配慮したサービス形態であることから、一般の通所介護（第1号通所事業）と同一の時間帯に同一の場所を用いて一体的な形で実施することは認めません。</p> <p>※一般の通所介護（第1号通所事業）と指定認知症対応型通所介護を同一の時間帯に同一の場所を用いて行うことについては、指定認知症対応型通所介護は対象者を認知症の者に限定し、認知症の特性に配慮したサービス形態であることから、一般の通所介護（第1号通所事業）と一体的な形で実施することは認められません。</p> <p>※指定認知症対応型通所介護を一般の通所介護（第1号通所事業）と同じ事業所で同一の時間帯に行う場合には、例</p>	

	<p>えばパーティション等で間を仕切るなどにより、職員、利用者及びサービスを提供する空間を明確に区別することが必要です。</p>	
<p>第2人員に関する基準 1 従業者の員数 (1) サービスの単位及び利用定員等</p>	<p>※単独型(指定介護予防)指定認知症対応型通所介護とは・・・ 以下の社会福祉施設等に併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別養護老人ホーム</li> <li>・養護老人ホーム</li> <li>・病院、診療所</li> <li>・介護老人保健施設</li> <li>・介護医療院</li> <li>・その他社会福祉法第 62 条第 1 項に規定する社会福祉施設又は特定施設</li> </ul> <p>※併設型(指定介護予防)指定認知症対応型通所介護とは・・・ 上記の社会福祉施設等に併設されている事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいいます。</p> <p>※「常勤」(用語の定義)とは・・・ 当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(週 32 時間を下回る場合は週 32 時間を基本とする。)に達していることをいうものです。</p> <p>ただし、母性健康管理措置又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を 30 時間として取り扱うことが可能です。</p> <p>同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとします。</p> <p>また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、従業者が「産前産後休業」、「母性健康管理措置」、「育児休業」、「介護休業」、「育児休業に準ずる休業」を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の</p>	

<p>第2人員に関する基準</p> <p>1 従業者の員数</p> <p>(1) サービスの単位及び利用定員等</p>	<p>非常勤の従事者を常勤の従業者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことができます。</p> <p>※事業者によって行われる通所介護事業所と居宅介護支援事業所が併設されている場合、通所介護事業所の管理者と居宅介護支援事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすことになります。</p> <p>※「専ら従事する・専ら提供に当たる」(用語の意義)とは・・・</p> <p>原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものです。</p> <p>この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間(通所介護については、サービスの単位ごとの提供時間)をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問いません。</p> <p>※「常勤換算方法」(用語の定義)とは・・・</p> <p>当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数(週32時間を下回る場合は週32時間を基本とする。)で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものです。</p> <p>この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であり、例えば、当該事業所が通所介護と訪問介護の指定を重複して受ける場合であって、ある従業員が介護職員と訪問介護員を兼務する場合、介護職員の勤務延時間数には、介護職員としての勤務時間だけを算入することとなるものです。</p> <p>ただし、「母性健康管理措置」又は「育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置」が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことが可能です。</p> <p>※単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位とは、サービスの提供が同時に、一体的に提供される単独型・併設型指定認知症対応型通所介護をいうものであることから、例えば、次のような場合は、2単位として扱われ、それぞれの単</p>	
---	---	--

<p>第2人員に関する基準</p> <p>1 従業者の員数</p> <p>(1) サービスの単位及び利用定員等</p>	<p>位ごとに必要な従業者を確保する必要があります。</p> <p>(1) 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護が同時に一定の距離を置いた2つの場所で行われ、これらのサービスの提供が一体的に行われているといえない場合</p> <p>(2) 午前と午後とで別の利用者に対して単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供する場合。</p> <p>また、利用者ごとに策定した認知症対応型通所介護計画に位置付けられた内容の認知症対応型通所介護が一体的に提供されていると認められる場合は、同一単位で提供時間数の異なる利用者に対して認知症対応型通所介護を行うことも可能です。なお、同時一体的に行われているとは認められない場合は、別単位となることに留意してください。</p> <p>※8時間以上9時間未満の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の前後に連続して延長サービスを行う場合にあっては、事業所の実情に応じて、適当数の従業者を配置してください。</p> <p>※利用者の数又は利用定員は、単位ごとの単独型・併設型指定認知症対応型通所介護についての利用者の数又は利用定員をいうものであり、利用者の数は実人員、利用定員は、あらかじめ定めた利用者の数の上限をいうものです。</p> <p>従って、例えば、1日のうちの午前の提供時間帯に利用者10人に対して単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供し、午後の提供時間帯に別の利用者10人に対して単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供する場合であっても、それぞれの単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の定員が10人である場合には、当該事業所の利用定員は10人、必要となる介護職員の員数は午前午後それぞれにおいて利用者の数10人に応じた数ということとなり、人員算定上午前の利用者の数と午後の利用者の数が合算されるものではありません。</p> <p>※同一事業所で複数の単位の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を同時に行う場合であっても、常勤の従業者は事業所ごとに確保すれば足りるものです。</p>	
---	---	--

<p>1 従業者の員数 (1)サービスの単位及び利用定員等</p>	<p>①サービスの単位ごとの利用定員（同時にサービスの提供を受けることができる利用者の数の上限）は 12 人以下となっていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	
<p>(2)生活相談員</p>	<p>①単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供日ごとに、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が 1 以上確保されるために必要と認められる数となっていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※生活相談員は、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第 5 条第 2 項に定める生活相談員に準ずるものとしてしています。</p> <p>※「当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯の時間数（提供時間帯の時間数）」とは、当該事業所におけるサービス提供開始時刻から終了時刻まで（サービスが提供されていない時間帯を除く）をいいます。</p> <p>例えば、1 単位の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を実施している事業所の提供時間帯の時間数を 6 時間とした場合、生活相談員がサービス提供時間内に勤務している時間数の合計数（勤務延時間数）を、提供時間帯の時間数である 6 時間で除して得た数が 1 以上となるよう確保すればよいことから、生活相談員の員数にかかわらず 6 時間の勤務延時間数分の配置が必要となります。</p> <p>また、例えば午前 9 時から正午、午後 1 時から午後 6 時の 2 単位の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を実施している事業所の場合、当該事業所におけるサービス提供時間は午前 9 時から午後 6 時（正午から午後 1 時までを除く。）となり、提供時間帯の時間数は 8 時間となることから、生活相談員の員数にかかわらず 8 時間の勤務延時間数分の配置が必要となります。</p>	



<p>(2)生活相談員</p>	<p>※指定認知症対応型通所介護事業所が、利用者の地域での暮らしを支えるため、医療機関、他の居宅サービス事業者、地域の住民活動等と連携し、認知症対応型通所介護事業所を利用しない日でも当該利用者の地域生活を支える地域連携の拠点としての機能を展開できるように、生活相談員の確保すべき勤務延時間数には、「サービス担当者会議や地域ケア会議に出席するための時間」、「利用者宅を訪問し、在宅生活の状況を確認した上で、利用者の家族も含めた相談・援助のための時間」、「地域の町内会、自治会、ボランティア団体等と連携し、利用者に必要な生活支援を担ってもらうなどの社会資源の発掘・活用のための時間」など、利用者の地域生活を支える取組のために必要な時間も含めることができます。</p> <p>ただし、生活相談員は、利用者の生活の向上を図るため適切な相談・援助等を行う必要があります、これらに支障がない範囲で認められるものです。</p>	
<p>(3)看護職員又は介護職員</p>	<p>①単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位ごとに、専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員が1以上及び当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数となっていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※看護職員は、次のいずれかの資格を有している者をいいます。</p> <p>(1) 看護師 (2) 准看護師</p> <p>※看護職員又は介護職員については、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位ごとに2人以上配置する必要がありますが、必ずしも看護職員を配置しなければならないものではありません。</p> <p>※「当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間数」とは、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位における平均提供時間数（利用者ごと</p>	

<p>(3)看護職員又は介護職員</p>	<p>の提供時間数の合計を利用者数で除して得た数) とします。</p> <p>※「専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員」については、提供時間帯を通じて専従する必要はないが、当該看護職員又は介護職員は提供時間帯を通じて単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所と密接かつ適切な連携を図るものとします。</p>	
	<p>②単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位ごとに、看護職員又は介護職員を常時1人以上当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護に従事させていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位ごとに看護職員又は介護職員を常時1人以上確保することとされていますが、これについては、看護職員又は介護職員が常に確保されるよう定めたものであり、例えば、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位ごとに確保すべき看護職員又は介護職員の勤務延時間数が提供時間帯の時間数に満たない場合であっても、常時1人以上が確保されるよう配置を行う必要があることに留意してください。</p> <p>※看護職員又は介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は他の当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位の看護職員又は介護職員として従事することができることとされていることから、例えば複数の単位の当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を同じ時間帯に実施している場合、単位ごとに看護職員又は介護職員が常に1人以上確保されている限りにおいては、単位を超えて柔軟な配置が可能です。</p>	
<p>(4)機能訓練指導員</p>	<p>①機能訓練指導員を1以上配置していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該事業所の他の職務に従事することができます。</p>	
	<p>②機能訓練指導員は、次のいずれかの資格を有していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※機能訓練指導員は次の資格を有する者とします。</p>	

<p>(4)機能訓練指導員</p>	<p>(1)理学療法士  (2)作業療法士  (3)言語聴覚士  (4)看護職員  (5)柔道整復師  (6)あん摩マッサージ指圧師  (7)はり師  (8)きゅう師</p> <p>※はり師又はきゅう師の資格については理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有する者を指します。</p> <p>※ただし、利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えありません。</p>	
<p>(5)常勤職員の配置</p>	<p>①生活相談員又は看護職員・介護職員のうち1人以上は、常勤となっていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>※単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定認知症対応型介護の事業と単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については指定介護予防認知症対応型通所介護事業の人員に関する基準を満たすことを持って、指定認知症対応型通所介護事業の人員に関する基準を満たしているものとみなすことができます。</p>	
<p>2管理者</p>	<p>①事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置いていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>※ただし、以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができます。</p> <p>(1)当該事業所の従業者としての職務に従事する場合</p>	

2 管理者	<p>(2) 同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内にある他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合</p>	
	<p>②管理者は、適切な単独型・併設型サービスを提供するために必要な知識及び経験を有し、「認知症対応型サービス事業管理者研修」を修了していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※管理者の変更の届出を行う場合については、管理者交代時の都道府県における研修の開催状況等を踏まえ、新たに管理者を配置し、かつ、市町村からの推薦を受けて都道府県に研修の申込を行い、当該管理者が研修を修了することが確実に見込まれる場合は当該管理者が研修を修了していない場合であっても差し支えありません。</p>	
<p>第 3 設備及び備品等 (1) 食堂、機能訓練室、相談室</p>	<p>①食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※消火設備その他の非常災害に際して必要な設備とは、消防法その他の法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければなりません。</p>	
	<p>②食堂と機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上となっていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができます。</p> <p>※指定認知症対応型通所介護（指定介護予防認知症対応型</p>	

	<p>通所介護)が原則として同時に複数の利用者に対し介護を提供するものであることに鑑み、狭隘な部屋を多数設置することにより面積を確保すべきではありません。</p> <p>ただし、サービスの単位をさらにグループ分けして効果的なサービス提供が期待される場合はこの限りではありません</p>	
<p>第3 設備及び備品等</p> <p>(1) 食堂、機能訓練室、相談室</p>	<p>③ 食堂及び機能訓練室は、専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業の用に供するものとなっていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※利用者に対する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に支障がない場合はこの限りではありません。</p> <p>※単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所と指定居宅サービス事業所等を併設している場合に、利用者へのサービス提供に支障がない場合は、指定基準上両方のサービスに規定があるもの(指定訪問介護事業所の場合は事務室)は併用が可能です。</p> <p>ただし、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の機能訓練室等と、併設関係にある病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院における指定通所リハビリテーション等を行うためのスペースについて共用する場合にあっては、次の条件に適合する場合に可能です。</p> <p>(1) 当該部屋等において、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の機能訓練室等と指定通所リハビリテーション等を行うためのスペースが明確に区分されていること。</p> <p>(2) 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の機能訓練室等として使用される区分が、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の設備基準を満たし、かつ、指定通所リハビリテーション等を行うためのスペースとして使用される区分が、指定通所リハビリテーション事業所等の設備基準を満たすこと。</p> <p>※なお、設備を共用する場合、基準第61条により準用する基準第33条第2項において、指定認知症対応型通所介護事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めなければならないと</p>	

	<p>定めていますが、衛生管理等に一層努めてください。</p> <p>④相談室は、遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	
	<p>⑤相談室は、専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業の用に供するものとなっていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>※利用者に対する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に支障がない場合はこの限りではありません。</p>	
	<p>※単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防認知症対応型通所介護事業の設備に関する基準を満たすことを持って、指定認知症対応型通所介護事業の設備に関する基準を満たしているものとみなすことができます。</p>	
(2) 宿泊サービス	<p>①単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供以外の目的で、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の設備を利用し、夜間・深夜に単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービス（宿泊サービス）を提供する場合には、当該サービスの内容を当該サービスの提供開始前に市長に届け出ていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	
	<p>②宿泊サービスの届出内容に係る介護サービス情報を埼玉県に報告していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	
	<p>③届け出た宿泊サービスの内容に変更がある場合は、変更の事由が生じてから10日以内に、また、宿泊サービスを休止又は廃止する場合はその休止又は廃止の日の1月前までに市長に届け出ていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	

	<p>④「吉川市における指定地域密着型通所介護事業所等で提供する宿泊サービスの事業の人員、設備及び運営に関する指針」に沿って、宿泊サービスの提供はされていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	
<p>第4 共用型従業員の員数 (1) サービスの単位及び利用定員等</p>	<p>※共用型(指定介護予防) 指定認知症対応型通所介護とは・・・</p> <p>指定認知症対応型共同生活介護事業所(指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所)の居間・食堂又は指定地域密着型特定施設若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設の食堂・共同生活室において、これらの事業所又は施設の利用者、入居者又は入所者とともにを行う指定認知症対応型通所介護をいいます。</p>	
	<p>①従業員の員数は、指定認知症対応型共同生活介護事業所(指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所)、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設の利用者、入居者又は入所者の数と指定認知症対応型通所介護(指定介護予防認知症対応型通所介護)の利用者の数を合計した数について、指定認知症対応型共同生活介護事業所(指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所)、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設の従業員の員数を満たすために必要な数以上となっていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※利用者数の計算に当たっては、3時間以上4時間未満及び4時間以上5時間未満の報酬を算定している利用者(2時間以上3時間未満の報酬を算定している利用者を含む。)については、利用者数に2分の1を乗じて得た数とし、5時間以上6時間未満及び6時間以上7時間未満の報酬を算定している利用者については利用者数に4分の3を乗じて得た数とし、7時間以上8時間未満及び8時間以上9時間未満の報酬を算定している利用者については、利用者数に1を乗じて得た数として計算した全利用者の延べ数をもとに算出することとし、この計算により得た数をもとに算定してください。</p>	

<p>第 4 共用型従業員等の員数 (1) サービスの単位及び利用定員等</p>	<p>※新たに事業を開始等した場合にあっては、前年度において1年未満の実績しかない場合（前年度の実績が全くない場合を含む。）の利用者等は、新設又は増床の時点から6月未満の間は、便宜上、ベッド数の90%を利用者数等とし、新設又は増床の時点から6月以上1年未満の間は、直近の6月における全利用者等の延数を6月間の日数で除して得た数とし、新設又は増床の時点から1年以上経過している場合は、直近1年間における全利用者等の延数を1年間の日数で除して得た数とします。</p> <p>※減床の場合には、減床後の実績が3月以上あるときは減床後の利用者数等の延数を延日数で除して得た数とする。</p> <p>※地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護については、これらにより難しい合理的な理由がある場合には、他の適切な方法により利用者数を推定します。</p> <p>※共用型指定認知症対応型通所介護事業者が共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、共用型指定認知症対応型介護の事業と共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については指定介護予防認知症対応型通所介護事業の人員に関する基準を満たすことを持って、指定認知症対応型通所介護事業の人員に関する基準を満たしているものとみなすことができます。</p>	
	<p>②事業所の利用定員は、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第19項又は法第18条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに1日当たり3人以下となっていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	



<p>第4 共用型従業員等の員数 (1) サービスの単位及び利用定員等</p>	<p>※利用定員とは、事業所において同時に共用型指定認知症対応型通所介護（共用型指定介護予防認知症対応型通所介護）の提供を受けることができる利用者の数の上限をいいます。</p> <p>※利用定員の1日当たり3人以下とは、1日の同一時間帯に3人を超えて利用者を受け入れることができないということです。したがって、半日しか利用しない者がいる場合は、1日の利用延べ人数は3人を超えることもあります。</p> <p>※ 指定地域密着型介護老人福祉施設等において複数の共同生活住居等がある場合については、共用型指定認知症対応型通所介護の利用者及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の入所者等の両方に対して介護を行うのに十分な広さを確保できるのであれば、どの共同生活住居等で受け入れてもかまいません。</p> <p>※ ユニットケアを行っている地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における利用定員数は「1ユニット当たりユニットの入居者と合わせて12人以下」です。</p>	
	<p>③事業者は、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業又は介護保険施設若しくは指定介護療養型医療施設の運営について3年以上の経験を有していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	
<p>(2) 共用型の管理者</p>	<p>①共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>※ただし、次のいずれかに該当する場合であって、事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務に従事することができます。</p> <p>(1) 当該事業所の他の職務に従事する場合 (2) 本体事業所等の職務に従事する場合 (3) 同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当</p>	

<p>(2) 共用型の管理者</p>	<p>該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所、施設等がある場合  (4) (1) 及び(2) のいずれにも該当する場合  (5) (2) 及び(3) のいずれにも該当する場合</p>	
	<p>②管理者は、適切なサービスを提供するために必要な知識及び経験を有し、「認知症対応型サービス事業管理者研修」を修了していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※管理者の変更の届出を行う場合については、管理者交代時の都道府県における研修の開催状況等を踏まえ、新たに管理者を配置し、かつ、市町村からの推薦を受けて都道府県に研修の申込を行い、当該管理者が研修を修了することが確実に見込まれる場合は当該管理者が研修を修了していない場合であっても差し支えありません。</p>	
<p>第5 運営基準  (1) 提供に当たっての説明及び同意</p>	<p>①サービス提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービス提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書の内容は、次のとおりです。</p> <p>ア 運営規程の概要  イ 従業者の勤務体制  ウ 事故発生時の対応  エ 苦情処理の体制  オ 提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)等</p> <p>※職員の「員数」については日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、条例で置くべきとされている員数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載することも可能です。</p>	

<p>第5 運営基準 (1)提供に当た るの説明及 び同意</p>	<p>②わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して 懇切丁寧に説明を行い、同意を得ていますか。  いる ・ いない</p> <p>※同意については、書面によって確認することが適当で す。 ※利用申込者又は家族からの申出があった場合には、文書 の交付に代えて、利用申込者又は家族の承諾を得て、文書 に記すべき重要事項を電磁的方法により提供することができます。 この場合において、事業者は文書を交付したものとみな します。</p>	
<p>(2)提供拒否の 禁止</p>	<p>①正当な理由なくサービスの提供を拒んでいませんか。  いない ・ いる</p> <p>※特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を 拒否することはできません。 ※サービスの提供を拒むことのできる正当な理由がある場 合とは、次の場合です。</p> <p>(1)当該事業所の現員からは利用申込に応じ切れない 場合 (2)利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の 実施地域外である場合 (3)その他利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供 することが困難な場合</p>	
<p>(3)サービス提 供困難時の対 応</p>	<p>①通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自 ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた 場合は、当該利用申込者に係る指定居宅介護支援事業者 (指定介護予防支援事業者) への連絡、適当な他の指定 認知症対応型通所介護事業者等の紹介その他の必要な措 置を速やかに講じていますか。  いる ・ いない</p>	
<p>(4)受給資格等 の確認</p>	<p>①サービスの提供を求められた場合には、その者の提示す る被保険者証によって被保険者資格、要介護認定（要支 援認定）の有無及び要介護認定（要支援認定）の有効期 間を確かめていますか。  いる ・ いない</p>	

	<p>②被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該意見に配慮してサービスを提供するよう努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	
(5) 要介護認定（要支援認定）の申請に係る援助	<p>①サービスの提供の開始に際し、要介護認定（要支援認定）を受けていない利用申込者については、要介護認定（要支援認定）の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	
	<p>②指定居宅介護支援（介護予防支援）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定（要支援認定）の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	
(6) 心身の状況等の把握	<p>①サービスの提供に当たっては、サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	
(7) 指定居宅介護支援事業者（指定介護予防支援事業者）等との連携	<p>①サービスを提供するに当たっては、指定居宅介護支援事業者（指定介護予防支援事業者）その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※利用者の地域での生活全般のマネジメントを行う指定居宅介護支援事業者（指定介護予防支援事業者）との連携を密にしておかなければなりません。 また、医療が必要とされる場合があることから、医療が円滑に提供できるよう、常に保健医療サービスを提供する者との連携の確保に努めなければなりません。</p>	
	<p>②サービス提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者（指定介護予防支援事業者）に対</p>	

	<p>する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	
(8) 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	<p>①サービスの提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第64条の4各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を指定居宅介護支援事業者（指定介護予防支援事業者）に依頼する旨を市町村に届け出ること等により、サービスの提供を法定代理受領サービスとして受けられる旨を説明していますか。</p> <p>また、指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供すること、その他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	
(9) 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	<p>①居宅サービス計画（介護予防サービス計画）が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	
(10) 居宅サービス計画等の変更の援助	<p>①利用者が居宅サービス計画（介護予防サービス計画）の変更を希望する場合には、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者（指定介護予防支援事業者）への連絡その他の必要な援助を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合とは、利用者の状態の変化等により追加的なサービスが必要となり、当該サービスを法定代理受領サービスとして行う等のために居宅サービス計画の変更が必要となった場合で、指定認知症対応型通所介護事業者からの当該変更の必要性の説明に対し利用者が同意する場合を含みます。</p> <p>※当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡、サービスを追加する場合に当該サービスを法定代理受領サービスとして利用する場合には支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明、その他の必要な援助を行ってください。</p>	

(11)サービスの提供の記録	<p>①利用者及びサービス事業者が、その時点での区分支給限度基準額との関係やサービスの利用状況を把握できるようにするために、サービスを提供した際には、サービスの提供日及び内容、利用者に代わって支払を受ける地域密着型介護サービス費（地域密着型介護予防サービス費）の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画（介護予防サービス計画）を記載した書面又はサービス利用票等に記載していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	
	<p>②サービスを提供した際には、サービスの提供日、具体的なサービス内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を書面（サービス提供記録、業務日誌等）に記録するとともに、サービス事業者間の密接な連携等を図るため、利用者から申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に提供していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>※提供した具体的なサービスの内容等の記録は、5年間保存しなければなりません。</p> <p>※「その他適切な方法」とは、例えば、利用者の用意する手帳等に記載するなどの方法が挙げられます。</p>	
(12)利用料等の受領	<p>①法定代理受領サービスに該当する認知症対応型通所介護についての利用者負担として、利用申込者の介護保険負担割合証で負担割合を確認し、利用者負担として、地域密着型サービス費用基準額（地域密着型介護予防サービス費用基準額）の1割、2割又は3割（法令により給付率が9割、8割又は7割でない場合はそれに応じた割合）の支払を受けていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	
	<p>②法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、地域密着型介護サービス費用基準額（地域密着型介護予防サービス費用基準額）との間に、不合理な差額が生じないようにしていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>※利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、一方の管</p>	

<p>(12)利用料等の受領</p>	<p>理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはならないこととしたものです。</p> <p>※そもそも介護保険給付の対象となるサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えありません。</p> <p>(1) 指定認知症対応型通所介護の事業とは別事業であり、介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。</p> <p>(2) 事業の目的、運営方針、利用料等が、運営規程とは別に定められていること。</p> <p>(3) 指定認知症対応型通所介護（指定介護予防認知症対応型通所介護）の事業の会計と区分していること。</p>	
	<p>③①・②の支払を受ける額のほか、次の費用の額以外の支払いを利用者から受けていませんか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>(1) 利用者の選定により、通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用</p> <p>(2) 通常要する時間を超える指定認知症対応型通所介護(指定介護予防認知症対応型通所介護)であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定認知症対応型通所介護(指定介護予防認知症対応型通所介護)に係る地域密着型サービス費用基準額（地域密着型介護予防サービス費用基準額）を超える費用</p> <p>(3) 食事の提供に要する費用</p> <p>(4) おむつ代</p> <p>(5) 指定認知症対応型通所介護(指定介護予防認知症対応型通所介護)の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用  例) 利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを提供する場合に係る費用  例) 利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に</p>	

<p>(12) 利用料等の受領</p>	<p>必要なものを提供する場合に係る費用</p> <p>※保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認められません。</p> <p>※上記の(3)の費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針(平成17年厚生労働省告示第419号)の定めによるものとします。</p> <p>※上記の(5)の費用の具体的な取扱については、別に通知された「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」(平成12年3月30日老企第54号)の定めによるものとします。</p>	
	<p>④③の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	
	<p>⑤サービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした利用者に対し、領収証を交付していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※領収証には、サービスの提供に要した費用の額・食事の提供に要した費用の額・その他の費用の額を区分して記載しなければなりません。また、その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しなければなりません。</p>	
<p>(13) 保険給付の請求のための証明書の交付</p>	<p>①法定代理受領サービス以外のサービス利用料の支払いを受けた場合は提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※利用者が市に対する保険給付の請求を容易に行えるようサービス提供証明書を交付しなければなりません。</p>	



(14) 指定認知症対応型通所介護の基本取扱方針	<p>①指定認知症対応型通所介護は、利用者の認知症の症状の進行の緩和に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>※ 指定認知症対応型通所介護は、事業所内でサービスを提供することが原則であるが、次に掲げる条件を満たす場合においては、事業所の屋外でサービスを提供することができます。</p> <p>(1)あらかじめ認知症対応型通所介護計画に位置付けられていること</p> <p>(2)効果的な機能訓練等のサービスが提供できること</p>	
	<p>②自らその提供する指定認知症対応型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	
(15) 認知症対応型通所介護の具体的取扱方針	<p>①指定認知症対応型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	
	<p>②指定認知症対応型通所介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>※利用者が日常生活を送る上で自らの役割を持つことにより、達成感や満足感を得、自信を回復するなどの効果が期待されるとともに、利用者にとって自らの日常生活の場であると実感できるよう必要な援助を行わなければなりません。</p>	
	<p>③指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、認知症対応型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	

(15) 認知症対応型通所介護の具体的取扱方針	<p>※指定認知症対応型通所介護は、利用者の認知症の症状の進行の緩和に資するよう、個々の利用者に応じて作成された認知症対応型通所介護計画に基づいて行われなければなりません。</p> <p>ただし、その実施方法においては、グループごとにサービス提供が行われることを妨げるものではありません。</p>	
	<p>④従業者は、指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>※「サービスの提供方法等」とは、認知症対応型通所介護計画の目標及び内容や利用日の行事及び日課等も含みます。</p>	
	<p>⑤指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	
	<p>⑥指定認知症対応型通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>※認知症対応型通所介護は、事業所内でサービスを提供することが原則ですが、次に掲げる条件を満たす場合には、事業所の屋外でサービスを提供することができるものです。</p> <p>(1)あらかじめ認知症対応型通所介護計画に位置づけられていること。</p> <p>(2)効果的な機能訓練等のサービスが提供できること。</p>	
(16) 認知症対応型通所介護計画の作成	<p>①管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型通所介護計画を作成していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>※認知症対応型通所介護計画は、サービスの提供に関わる従業者が共同して個々の利用者ごとに作成してください。</p>	

<p>(16) 認知症対応型通所介護計画の作成</p>	<p>※ 認知症対応型通所介護計画については、認知症介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、認知症介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者にとりまとめを行わせるものとし、事業所に介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者にとりまとめを行わせることが望まれます。</p> <p>※認知症対応型通所介護計画をとりまとめる者は、「実践者研修」又は「基礎過程」を修了していることが望まれます</p> <p>※利用者及び事業の特性を踏まえたサービス計画を作成するために必要な介護の手法、地域での生活支援その他の事項に関する知識及び技術を習得させるための研修であり、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」（平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知）及び「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」（平成18年3月31日老計発第0331007号厚生労働省老健局計画課長通知）に基づき実施される研修をいいます。</p>	
	<p>②認知症対応型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※認知症対応型通所介護計画の作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該認知症対応型通所介護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更してください。</p>	
	<p>③管理者は、認知症対応型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※認知症対応型通所介護計画を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、認知症対応型通所介護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更してください。</p>	

	<p>④管理者は、認知症対応型通所介護計画を作成した際には、当該認知症対応型通所介護計画を利用者に交付していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※交付した認知症対応型通所介護計画は、5年間保存しなければなりません。</p>	
<p>(16) 認知症対応型通所介護計画の作成</p>	<p>⑤それぞれの利用者について、認知症対応型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※認知症対応型通所介護計画の実施状況や評価についても利用者又は家族に説明を行ってください。</p> <p>※指定居宅介護支援事業者から認知症対応型通所介護計画の提供の求めがあった際には、当該認知症対応型通所介護計画を提供することに協力するよう努めるものとする。</p>	
<p>(17) 利用者に関する市への通報</p>	<p>①利用者が、正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させた認められるときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>②利用者が、偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※市が、既に支払った保険給付の徴収又は保険給付の制限を行うことができることから、事業者は、利用者に関し、保険給付の適正化の観点から市に通知しなければなりません。</p>	
<p>(18) 緊急時等の対応</p>	<p>①従業者は、現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	

(19) 管理者の責務	<p>①管理者は、当該事業所の従業者の管理及びサービスの利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	
	<p>②管理者は、当該事業所の従業者に、「運営に関する基準」を遵守させるために必要な指揮命令を行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	
(20) 運営規程	<p>①事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（運営規程）を定めていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>ア 事業の目的及び運営の方針  イ 従業者の職種、員数及び職務の内容  ウ 営業日及び営業時間  エ 指定認知症対応型通所介護の利用定員  オ 指定認知症対応型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額  カ 通常の事業の実施地域  キ サービス利用に当たっての留意事項  ク 緊急時等における対応方法  ケ 非常災害対策  コ 虐待の防止のための措置に関する事項  サ その他運営に関する重要事項</p> <p>※事業の適正な運営及び利用者に対する適切なサービスの提供を確保するため、運営規程を定めることを義務づけています。</p> <p>※営業日及び営業時間について  8時間以上9時間未満のサービスの前後に連続して延長サービスを行う事業所にあつては、提供時間帯とは別に延長サービスを行う時間を運営規程に明記してください。  例えば、提供時間帯（8時間）の前に連続して1時間、後に連続して1時間、合計2時間の延長サービスを行う事業所にあつては、営業時間は10時間であるが、運営規程には、提供時間帯8時間、延長サービスを行う時間2時間とそれぞれ記載してください。</p> <p>※サービスの利用定員について  同時にサービスの提供を受けることができる利用者の数の上限をいいます。</p>	

<p>(20) 運営規程</p>	<p>※サービスの内容について 入浴、食事の有無等のサービスの内容を指します。</p> <p>※通常の事業の実施地域について 客観的に区域を特定してください。 利用申込に係る調整等の観点からの目安であり、地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではありません。 地域密着型サービス（地域密着型介護予防サービス）であることから、少なくとも日常生活圏域内は、通常の事業の実施地域に含めてください。</p> <p>※サービス利用に当たっての留意事項について 利用者がサービスの提供を受ける際に、利用者側が留意すべき事項を指します。</p> <p>※非常災害対策について 非常災害に関する具体的計画を指します。</p> <p>※虐待の防止のための措置に関する事項について 令和6年3月31日までは努力義務です。</p>	
<p>(21) 勤務体制の確保等</p>	<p>①利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>※事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にしてください。</p>	
	<p>②事業所ごとに、事業所の従業者によってサービスを提供していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>※調理、洗濯等の利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではありません。</p>	
	<p>③従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>※指定認知症対応型通所介護事業者は、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格等を有さない者に対し認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な</p>	

<p>(21) 勤務体制の確保等</p>	<p>措置を講じなければなりません。</p> <p>※認知症介護に係る基礎的な研修の受講の対象とならない者は、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従業者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等とします。</p> <p>※ 令和6年3月31日までの間は努力義務です。</p>	
	<p>④職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えた者により通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ セクシャルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれます。</p> <p>※ 事業主が講ずべき措置の具体的内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号）のとおりです。</p> <p>特に留意すべき内容は次のとおりです。</p> <p>(1) 事業所の方針等の明確化及びその周知・啓発、職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。</p> <p>(2) 相談（苦情を含む。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備</p>	

<p>(21) 勤務体制の確保等</p>	<p>※事業主が講じることが望ましい取組としては、</p> <p>(1)相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備</p> <p>(2)被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）</p> <p>(3)被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）</p> <p>※ マニュアルや手引きについては、厚生労働省のホームページに掲載されているので、参考にしてください。</p> <p><a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html</a></p>	
<p>(22) 業務継続計画 令和6年3月31日までは努力義務です。</p>	<p>①感染症や非常災害の発生において、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>※業務継続計画には、次の項目を記載してください。</p> <p>ア 感染症に係る業務継続計画</p> <p>a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品等の確保等）</p> <p>b 初動対応</p> <p>c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）</p> <p>イ 災害に係る業務継続計画</p> <p>a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）</p> <p>b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）</p> <p>c 他施設及び地域との連携</p>	
	<p>②事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（年1回以上）に実施していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>※計画の策定、研修及び訓練の実施については、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません</p>	



<p>(22)業務継続計画 令和6年3月31日までは努力義務です</p>	<p>ん。</p> <p>※感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携して取組むことが求められることから、研修及び訓練にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましいです。</p> <p>※新規採用時には定期的な研修とは別に実施することが望ましいです。</p> <p>※研修の内容については記録してください。</p> <p>※感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練と一体的に実施することも差し支えありません。</p> <p>※訓練の実施は、机上を含め、その実施手段は問いません。机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。</p>	
<p>(23)定員の遵守</p>	<p>①利用定員を超えてサービスの提供を行っていませんか。 いない ・ いる</p> <p>※災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。</p>	
<p>(24)非常災害対策</p>	<p>①非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。 いる ・ いない</p> <p>※非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期さなければならないこととしたものです。</p> <p>※関係機関への通報及び連携体制の整備とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めています。</p>	

<p>(24)非常災害 対策</p>	<p>※ 非常災害に関する具体的計画」とは、消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいいます。</p> <p>※ 消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、防火管理者を置くこととされている事業所にあつてはその者に行わせてください。</p> <p>※ 防火管理者を置かなくてもよいこととされている事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせてください。</p>	
<p>(25)衛生管理 等</p>	<p>①利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保ってください。</p> <p>※空調設備等により施設内の適温の確保に努めてください。</p> <p>※特に、インフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置等について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じてください。</p>	
	<p>※以下の項目については令和6年3月31日までは努力義務です。</p> <p>②事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じていますか。</p> <p>ア 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>イ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p>	

<p>(25)衛生管理等</p>	<p>ウ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的（年1回以上）に実施すること。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※感染症の及びまん延の防止のための対策を検討する委員会については次のとおりです。</p> <p>①感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に感染対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましいです。</p> <p>②構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者を決めてください。</p> <p>③概ね6月に1回以上、定期的を開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して随時開催してください。</p> <p>④テレビ電話装置等を活用して行うことができます。その際は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。</p> <p>⑤他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとしても差し支えありません。</p> <p>※感染症の予防及びまん延の防止のための指針については次のとおりです。</p> <p>「介護現場における感染対策の手引き」を参照し、平常時の対策及び発生時の対応を規定してください。</p> <p>平常時：事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアに係る感染対策（手洗い、標準的な予防策）等</p> <p>発生時：発生状況の把握、感染拡大防止、医療機関との連携、行政等への報告等</p> <p>※ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練について次のとおりです。</p> <p>(1)新規採用時には定期的な研修とは別に実施することが望ましいです。</p> <p>(2)研修の内容については記録してください。</p> <p>(3)厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力</p>	
------------------	---	--

(25)衛生管理等	<p>向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所の実態に応じて行ってください。</p> <p>(4)発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習等を実施してください。</p> <p>(5)訓練の実施は、机上を含め、その実施手段は問いません。机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。</p>	
(26) 掲示	<p>①事業所の見やすい場所に、次の事項を掲示していますか。</p> <p>ア 運営規程の概要 イ 従業員の勤務の体制 ウ 事故発生時の対応 エ 苦情処理の体制 オ 提供するサービスの第三者評価の実施状況 カ その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>※従業員の勤務の体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であるため、従業員の氏名まで掲示することを求めるものではありません。</p> <p>※重要事項を記載したファイル等を介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で事業所内に備え付けることでも構いません。</p>	
(27) 秘密保持等	<p>①従業員は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らしていませんか。</p> <p style="text-align: right;">いない ・ いる</p> <p>②事業所の従業員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>※従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講じてください。</p>	

<p>(27) 秘密保持等</p>	<p>③ サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ サービス担当者会議等において、課題分析情報等を通じて利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を、介護支援専門員や他のサービスの担当者と共有するためには、あらかじめ利用者又は家族から同意を得る必要があります。</p> <p>※ サービス担当者会議等において、課題分析情報等を通じて利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を、介護支援専門員や他のサービスの担当者と共有するためには、あらかじめ利用者又は家族から同意を得る必要があります。</p> <p>※ この同意は、サービス提供開始時に利用者及び家族から包括的な同意を得ておくことで足りります。</p>	
	<p>④ 個人情報の保護に関する法律及び医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドラインに基づき、利用者及び家族の個人情報を適切に取り扱っていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	
<p>(28) 広告</p>	<p>① 広告の内容は、虚偽又は誇大なものとなっていませんか</p> <p style="text-align: center;">いない ・ いる</p>	
<p>(29) 指定居宅介護支援事業者（指定介護予防支援事業者）に対する利益供与の禁止</p>	<p>① 指定居宅介護支援事業者（指定介護予防支援事業者）又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。</p> <p style="text-align: center;">いない ・ いる</p> <p>※ 居宅介護支援（介護予防支援）の公正中立性を確保するために、利益供与を禁止しています。</p>	

<p>(30) 苦情処理</p>	<p>①提供したサービスに係る利用者および家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>※相談窓口、苦情処理の体制及び手順等事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又は家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する対応の内容についても併せて記載するとともに、事業所に掲示してください。</p>	
	<p>②①の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>※事業者が提供したサービスとは関係のない苦情は除きます。</p> <p>※苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を行うことが必要です。</p> <p>※苦情の内容等の記録は、5年間保存しなければなりません。</p>	
	<p>③提供したサービスに関し、市が行う文書その他の物件の提出・提示の求め又は市の職員からの質問・照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては必要な改善を行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	
	<p>④市からの求めがあった場合には、改善内容を市に報告していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	
	<p>⑤提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、必要な改善を行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	

(30) 苦情処理	<p>⑥国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、 ⑤の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	
(31) 地域との連携等	<p>①サービスの提供に当たっては、運営推進会議を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※運営推進会議とは、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する市町村の職員又は事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）について知見を有する者等により構成される協議会</p> <p>※運営推進会議は事業所が、利用者、市町村職員、地域住民の代表者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、事業所による利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的として設置するものであり、各事業所が自ら設置すべきものです。</p> <p>※地域の住民の代表者とは、町内会役員、民生委員、老人クラブの代表等が考えられます。</p> <p>※運営推進会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができます。ただし、利用者又はその家族が参加する場合には、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければなりません。</p>	
	<p>②①の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、記録を公表していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※運営推進会議における報告等の記録は、5年間保存してください。</p>	

<p>(31) 地域との連携等</p>	<p>③事業の運営に当たっては、地域住民または自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図っていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※指定認知症対応型通所介護の事業が地域に開かれた事業として行われるよう、事業者は地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければなりません。</p>	
	<p>④事業の運営に当たっては、提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※介護相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、市との密接な連携に努めることを規定したものです。</p> <p>なお、「市が実施する事業」には、介護相談員派遣事業のほか、広く市が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれるものです。</p>	
	<p>⑤事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定認知症対応型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定認知症対応型通所介護を提供するよう努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	
<p>(32) 事故発生時の対応</p>	<p>①利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市、利用者の家族、居宅介護支援事業者（指定介護予防支援事業者）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるよう努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※利用者が安心してサービスの提供を受けられるよう、事故発生時の速やかな対応を規定したものです。</p> <p>※利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ定めておくことが望まれます。</p> <p>※事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じてください。</p>	



<p>(32) 事故発生時の対応</p>	<p>②①の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、市、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に対して連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければなりません。</p> <p>※事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、5年間保存しなければなりません。</p>	
	<p>③利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望まれます。</p>	
	<p>④単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスの提供によって事故が発生した場合も必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	
<p>(33) 虐待の防止</p> <p>※令和6年3月31日までは努力義務です。</p>	<p>①虐待の発生又はその発生を防止するために、次の措置を講じていますか。</p> <p>ア 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること</p> <p>イ 虐待の防止のための指針を整備すること</p> <p>ウ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年1回以上）に実施すること</p> <p>エ 上記ア～ウの措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	

<p>(33)虐待の防止</p> <p>※令和6年3月31日までは努力義務です。</p>	<p>※虐待の防止のための研修及び訓練について次のとおりです。</p> <p>① 新規採用時には定期的な研修とは別に実施してください</p> <p>② 研修の内容については記録してください</p> <p>② 虐待防止委員会は、次のような事項について検討するとともに、その結果（事業所における虐待防止に対する体制、再発防止対策等）は、従業員に周知徹底を図っていますか。</p> <p>ア 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること</p> <p>イ 虐待の防止のための指針の整備に関すること</p> <p>ウ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること</p> <p>エ 虐待等について、従業員が相談・報告できる体制整備に関すること</p> <p>オ 従業員が虐待等を把握した場合に、市への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること</p> <p>カ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること</p> <p>キ 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 虐待の防止のための対策を検討する委員会については次のとおりです。</p> <p>① 管理者を含む、幅広い職種により構成します。</p> <p>② 構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、定期的を開催してください。</p> <p>③ 事業所外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましいです。</p> <p>④ テレビ電話装置等を活用して行うことができます。その際は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。</p> <p>⑤ 他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとしても差し支えありません。</p>	
--	---	--

(33)虐待の防止 ※令和6年3月31日までは努力義務です。	⑥ 虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が複雑かつ機微なものであることが想定されるため、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られないため、個別の状況に応じて慎重に対応してください。	
	③ 虐待の防止のための指針には、次のような項目を盛り込んでいますか。 ア 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ウ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 エ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 オ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 カ 成年後見制度の利用支援に関する事項 キ 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 ク 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 ケ その他虐待の防止の推進のために必要な事項 <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	
(34)会計の区分	①事業所ごとに経理を区分別とともに、指定認知症対応型通所介護（指定介護予防認知症対応型通所介護）の事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。 <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> ※具体的な会計処理の方法等については、「介護保険の給付対象事業における会計の区分について（平成13年3月28日老振発18号）」を参考にしてください。	
(35)記録の整備	①従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。 <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	
	②利用者に対するサービスの提供に関する次の記録を整備し、その完結の日から5年間保存していますか。 ア 認知症対応型通所介護計画（介護予防認知症対応型通所介護計画） イ 提供した具体的なサービスの内容等の記録 ウ 利用者に関する市への通知に係る記録 エ 苦情の内容等の記録 オ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 カ 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録 <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	

(36)電磁的記録について

※サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、法令等において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの。）により行うことができます。（被保険者証に関するものを除く。）

※電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法、または磁気ディスク等をもって調製する方法にしてください。

電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法で行ってください。

ア 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

イ 書面に記載されている事項をスキャナ当により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

※サービス事業者又はサービスの提供に当たる者は交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもののうち、条例及び要綱において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法によることができます。

※事前に利用者等の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法により交付等を行うことができます。

<p>(36)電磁的記録について</p>	<p>ア 電磁的方法による同意は、例えば、電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられます。なお「押印についてのQ&amp;A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にしてください。</p> <p>イ 電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等との間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいです。</p> <p>※電磁的方法により記録・交付等を行う場合は、「平29ガイドランス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。</p>	
<p>第6 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (1)指定介護予防認知症対応型通所介護の基本的取扱方針</p>	<p>①サービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>※介護予防とは、単に高齢者の運動機能や栄養改善といった特定の機能の改善だけを目指すものではなく、これらの心身機能の改善や環境調整等を通じて、一人ひとりの高齢者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行われるものであることに留意してください。</p>	
	<p>②自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>※提供された指定地域密着型介護予防サービスについては、介護予防認知症対応型通所介護計画に定める目標達成の度合いや利用者及び家族の満足度等について常に評価を行うなど、その改善を図らなければなりません。</p>	
	<p>③サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	

<p>第6 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</p> <p>(1) 指定介護予防認知症対応型通所介護の基本的取扱方針</p>	<p>④利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めることとし、利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービスの提供を行わないよう配慮していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>※利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があります。</p> <p>利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行ってください。</p>	
	<p>⑤サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>※介護予防の十分な効果を高める観点からは、利用者の主体的な取組が不可欠であることから、サービスの提供に当たっては、利用者の意欲が高まるようコミュニケーションの取り方をはじめ、様々な工夫をして、適切な働きかけを行うよう努めてください。</p>	
<p>(2) 指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針</p>	<p>①サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	
	<p>②管理者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、サービスの目標、目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防認知症対応型通所介護計画を作成していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>※介護予防認知症対応型通所介護計画の作成に当たっては支援の方向性や目標を明確にし、提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を明らかにしてください。</p>	

(2)指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針	<p>※介護予防認知症対応型通所介護計画の様式については、事業所ごとに定めるもので差し支えありません。</p>	
	<p>③介護予防認知症対応型通所介護計画は、介護予防サービス計画の内容に沿って作成していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>※介護予防認知症対応型通所介護計画の作成後に介護予防サービス計画が作成された場合は、介護予防認知症対応型通所介護計画が介護予防サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更してください。</p>	
	<p>④管理者は、介護予防認知症対応型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又は家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>※介護予防認知症対応型通所介護計画は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて作成されなければならないものであり、その内容について説明を行った上で利用者の同意を得ることを義務づけることにより、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障しようとするものです。</p>	
	<p>⑤管理者は、介護予防認知症対応型通所介護計画を作成した際には、介護予防認知症対応型通所介護計画を利用者に交付していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>※介護予防認知症対応型通所介護計画は、5年間保存しなければなりません。</p>	
	<p>⑥サービスの提供に当たっては、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	
	<p>⑦サービスの提供に当たっては、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	

(2)指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針	<p>※利用者が日常生活を送る上で自らの役割を持つことにより、達成感や満足感を得、自信を回復するなどの効果が期待されるとともに、利用者にとって自らの日常生活の場であると実感できるよう必要な支援を行わなければなりません。</p>	
	<p>⑧サービスの提供に当たっては、介護予防認知症対応型通所介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	
	<p>⑨サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又は家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※管理者は、介護予防認知症対応型通所介護計画の実施状況や評価についても説明を行ってください。</p>	
	<p>⑩サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し適切な介護技術をもってサービスの提供を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 常に新しい技術を習得する等、研鑽を行ってください。</p>	
	<p>⑪従業者は、介護予防認知症対応型通所介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、介護予防認知症対応型通所介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、モニタリング（介護予防認知症対応型通所介護計画の実施状況の把握）を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	
	<p>⑫管理者は、モニタリングの結果を記録し、介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※介護予防支援事業者に対する実施状況等の報告については、サービスが介護予防サービス計画に即して適切に提供されているかどうか、また、計画策定時から利用者の状態等が大きく異なることとなっていないか等を確認するために行うものであり、毎月行ってください。</p>	



<p>(2)指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針</p>	<p>⑬管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防認知症対応型通所介護計画の変更を行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>※モニタリングの結果により、解決すべき課題の変化が認められる場合等については、担当する介護予防支援事業者等とも相談の上、必要に応じて変更を行ってください。</p>	
	<p>⑭介護予防認知症対応型通所介護計画を変更する場合も、①～⑬に沿って行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	
<p>第7変更の届出</p>	<p>① 次の事項に変更があったときは、10日以内に吉川市長に届け出ていますか。</p> <p>ア 事業所の名称及び所在地</p> <p>イ 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名</p> <p>ウ 申請者の登記事項証明書又は条例等</p> <p>エ 事業所（当該事業所の所在地以外の場所に事業の一部を行う施設を有するときは、当該施設を含む。）の平面図及び設備の概要</p> <p>オ 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴</p> <p>カ 運営規程</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	
	<p>② 休止した事業を再開したときは、10日以内に、再開した年月日を吉川市長に届け出ていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	
	<p>③ 事業を廃止又は休止しようとするときは、次の事項を、廃止又は休止の日の1月前までに、吉川市長に届け出ていますか。</p> <p>ア 廃止又は休止しようとする年月日</p> <p>イ 廃止又は休止しようとする理由</p> <p>ウ 現にサービスを受けている者に対する措置</p> <p>エ 休止の場合は、予定期間</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	

第8その他 (1)業務管理体制の整備	<p>①業務管理体制を適切に整備し、関係行政機関に届け出ていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>届出年月日 [ 年 月 日 ]</p> <p>法令遵守責任者 職名 [ ]</p> <p style="padding-left: 100px;">氏名 [ ]</p> <p>[事業者が整備等する業務管理体制の内容]</p> <p>◎事業所等の数が 20 未満</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 整備届出事項：法令遵守責任者</li> <li>・ 届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等</li> </ul> <p>◎事業所等の数が 20 以上 100 未満</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 整備届出事項：法令遵守責任者、法令遵守規程</li> <li>・ 届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等、法令遵守規程の概要</li> </ul> <p>◎事業所等の数が 100 以上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 整備届出事項：法令遵守責任者、法令遵守規程、業務執行監査の定期的実施</li> <li>・ 届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等、法令遵守規程の概要、業務執行監査の方法の概要</li> </ul>	
	<p>②①で届出を行った事項に変更があったときは、遅滞なく届け出ていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	
	<p>③①で届出を行った届出先の区分に変更があったときは、変更前の届出先と、変更後の届出先の双方に届け出ていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	
(2)介護サービス情報の報告及び公表	<p>①指定情報公表センターへ基本情報と運営情報を報告していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	
	<p>②報告後、指定情報公表センターにより公表されていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	